

地震への備えは大丈夫？

～昭和56年以前建築の住宅所有者のみなさんへ～

建物が地震の揺れに耐える能力のことを「耐震性能」といいます。

昭和56年に建物の耐震基準（建築基準法）が大きく改正されました。昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた住宅は、東日本大震災、阪神大震災などでも大きな被害を受けました。今後予想される首都直下地震へ備えるため、建物の耐震性能を調べる耐震診断や、耐震性能を向上させる耐震改修を実施しましょう！

Q 昭和56年以前建築の建物とそれ以降に建てられた建物は、耐震性能にどれくらいの差がありますか？

A 耐震性能の違いについて一概には言えませんが、平成7年阪神淡路大震災において無被害・軽微な被害で済んだ建物の割合は、昭和56年以前建築の建物では34%でしたが、昭和57年以降建築の建物では75%であったと報告されております。

Q 耐震診断や耐震改修工事にはどれくらいの費用がかかりますか？

A 耐震改修は100万円から150万円の工事が多いと言われていますが、建物の規模や耐震性能によって異なります。高萩市の助成制度を利用すると自己負担2,000円で耐震診断が実施できます。

さらに、補強設計に別途費用がかかります。高萩市では補強設計や耐震改修に関する助成制度もありますので、助成窓口までご相談下さい。

Q 耐震診断について誰に相談したらいいですか？

A 住宅の耐震化を促進するため、茨城県では、安心して相談できる技術者（木造住宅耐震診断士）を養成しています。県建築指導課ホームページに診断士の名簿を掲載しておりますので、お近くの診断士にご相談下さい。

※高萩市の助成制度を利用する場合は、下記窓口までお問い合わせ下さい。

助成制度窓口：高萩市産業建設部都市整備課 TEL：0293-23-7034（直通）

耐震化全般：茨城県土木部都市局建築指導課 企画グループ TEL：029-301-4716